

令和 2.11.11 佐々木

## ヒアリング資料

- 1 無形文化財及び無形の民俗文化財に関して、現時点では指定に至らないものの、国による保護措置の必要性が高く、存続が危ぶまれる無形文化財等の保存及び活用の在り方について

無形文化財及び無形の民俗文化財の保護に関しては、現在「記録選択」（記録作成等の措置を講ずべき無形文化財の選択、無形の民俗文化財の選択）の制度がある。

文化庁長官は、重要無形文化財以外の無形文化財のうち特に必要のあるものを選択して、自らその記録を作成し、保存し、又は公開することができるものとし、国は、適当な者に対し、当該無形文化財の公開又はその記録の作成、保存若しくは公開に要する経費の一部を補助することができる。

【文化財保護法第 77 条】

[工芸技術関係]の選択基準

陶芸、染織、漆芸、金工その他の工芸技術のうち我が国の工芸技術の変遷の過程を知る上に貴重なもの

これまでに、記録選択された無形文化財及び無形の民俗文化財の中から指定になったものもある。「記録選択」の制度は、その役割を果たしてきた。

登録制度を採用する場合、どのように整理するのか。十分な検証、検討が必要。

- 3 地域における文化財の保存及び活用をより一層推進するため、文化財保存活用計画の策定の推進や、地域の自主的な登録制度の在り方について。

地方公共団体は、文化財保護条例によりそれぞれの地域にある、地域的特色を持つ文化財等の保護を図ってきた。その充実を図ることは必要なことであろう。

国は、この地方公共団体の取り組みを尊重しながら、総合的な見地から振興・支援策等(現在「伝統文化親子教室」事業、「地域文化功労者表彰」制度等がある)を講ずるべきである。